平成２２年（フ）第１９２号
岐阜県中津川市茄子川2007番地の916
債務者　田口　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９３号
岐阜県中津川市茄子川2007番地の394
債務者　田口　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７９号
京都府京丹後市網野町網野155番地
債務者　吉岡　幹子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１３０２号
堺市中区宮園町２番２―109号
債務者　小倉　和恵
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149
２―306号
債務者　中野美弥子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７３号
堺市堺区六条通３番17号
債務者　藤村　彰久
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７７号
堺市西区下田町23番10―1301号、前住所堺市西区上野芝町７丁３番27号
債務者　久保新一郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８０号
堺市堺区協和町３丁204番地　中団地３号館302号
債務者　西上　真樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８７号
大阪府松原市立部１丁目192番地の10
債務者　谷山　和光
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９３号
大阪府羽曳野市軽里３丁目８番15号
債務者　板井　容子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０２号
堺市南区赤坂台３丁９番３―308号
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７７号
堺市南区高倉台２丁６番６号　レインボーマンション102号
債務者　平井　市郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７８号
堺市南区高倉台２丁６番６号　レインボーマンション102号
債務者　平井　浩恵
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１４号
堺市西区草部1021番地　１棟216号
債務者　西田　由香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９０号
堺市堺区緑町２丁71番地３　コーポ緑Ａ103号
債務者　本間　光男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
盛岡市永井21地割５番地６　小笠原アパート６号、旧住所盛岡市永井15地割57番地５　長沼ハイツ203号
債務者　大塚　政美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５３号
宮城県栗原市志波姫刈敷蔵場83番地２
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係